## 令和5年度 東京都男女雇用平等参画状況調査 結果報告

東京都では、毎年、職場における男女平等の推進に関する実情と課題を把握するための調査を実施しています。 今年度は、改正育児・介護休業法への対応等をテーマとし、企業における雇用管理の取組状況や従業員の意識等について、令和5年9月1日から9月30日まで調査しました。このたび、その調査結果がまとまりましたので、お知らせします。

## ◆調査結果のポイント◆

## 育児休業・介護休業について

- (1) 育児休業等について(概要版4頁、図表1-5/同6頁、図表1-9)
  - ・育児休業等取得率は**男性従業員38.9%、女性従業員92.9%** (男性の取得率は、前年度調査26.2%から**12.7ポイント増加**) ※「育児休業等取得率」には産後パパ育休の取得率を含む。
  - ・男性従業員の育児休業の取得期間は、「1か月以上3か月未満」(32.4%)が最も多く、次いで「3か月以上6か月未満」(14.4%)となっている。(「3か月以上6か月未満」の割合は、前年度調査8.7%より5.7ポイント増加)
  - ・男性の育児休業の取得に当たっての課題は、事業所では「代替要員の確保が困難」(73.2%)と最も多く、次いで「休業中の賃金補償」(39.5%)、「男性自身に育児休業を取る意識がない」(30.2%)となっている。また、従業員では「代替要員の確保が困難」(男性66.5%、女性60.6%)と男女とも最も多くなっている。
- (2) 介護休業について(同7頁、図表1-11)
  - ・過去1年間に介護休業取得者がいたと回答した事業所は18.5%(前年度調査15.7%から2.8ポイント増加)
- (3) 多様な働き方(育児・介護等と仕事の両立支援制度等)について (同7頁、図表1-12)
  - ・生活と仕事の両立支援制度として、従業員が必要とする制度は「短時間勤務制度」(男性73.2%、女性84.1%)、「テレワーク制度(在宅勤務等)」(男性70.8%、女性76.5%)、「半日や時間単位の有給休暇」(男性66.2%、女性77.1%)の割合が高い。
  - ・事業所における導入状況では、「半日や時間単位の有給休暇」(84.6%)、「短時間勤務制度」(78.6%) の順で「制度あり」の割合が高い。なお、「テレワーク制度」は「制度あり」が55.8%となっている。

## 職場のハラスメント防止への取組等

- (1) 職場のハラスメントの実態について(同3頁、図表1-3)
  - ・企業におけるハラスメント防止対策の実施状況については、「就業規則等にハラスメント禁止を明記」(92.9%) が最も多く、次いで「事業所内外に相談窓口・担当者、苦情処理機関等を設置」(88.1%) となっている。
  - ・企業におけるハラスメント防止対策に取り組む上での課題については、「どこまでがハラスメントに該当するか、線引きが難しい」(65.3%)と最も多く、次いで「代替要員の確保等、人員配置に苦慮すること」(35.5%)となっている。

調査結果報告書の全文は、産業労働局ホームページからご覧になれます。 https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/toukei/koyou/danjo/



